

9. 日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧(2024年4月1日時点)

1. 出願料

(1) 特許

・特許出願	14,000円
・特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
・特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
・特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

(2) 実用新案 (出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要です)

・実用新案登録出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

(3) 意匠

・意匠登録出願	16,000円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき16,000円	
・秘密意匠の請求	5,100円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき5,100円	

(4) 商標

・商標登録出願	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)

2. 審査・審判請求料等

(1) 特許

①出願審査請求	138,000円 + (請求項の数 × 4,000円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000円 + (請求項の数 × 2,400円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000円 + (請求項の数 × 3,600円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000円 + (請求項の数 × 3,200円)
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥特許異議の申立て	16,500円 + (請求項の数 × 2,400円)
⑦特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧特許異議の申立てに係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑨審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑩無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑪特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑫審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑬審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(2) 実用新案

①実用新案技術評価請求 (特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願) (特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	42,000円 + (請求項の数×1,000円) 8,400円 + (請求項の数× 200円) 33,600円 + (請求項の数× 800円)
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数×5,500円)
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(3) 意匠

①判定請求	40,000円
②裁定請求	55,000円
③裁定取消請求	27,500円
④審判(再審)請求	55,000円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(4) 商標

①判定請求	40,000円
②商標(防護標章)登録異議申立	3,000円 + (区分数× 8,000円)
③商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
④審判(再審)請求	15,000円 + (区分数×40,000円)
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

3. 特許料・登録料

(1) 特許料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願	
第1年から第3年まで	毎年 4,300円に1請求項につき 300円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 10,300円に1請求項につき 800円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 24,800円に1請求項につき 1,900円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 59,400円に1請求項につき 4,600円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限りです。	

注：上記に該当しない出願については、特許庁ホームページでご確認下さい。

(2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき 100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき 300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき 900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第25年まで	毎年 16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。	
※第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ対象となります。	

(4) 商標登録料

・ 商標登録料	区分数 × 32,900円
分納額 (前期・後期支払分)	区分数 × 17,200円
・ 更新登録申請	区分数 × 43,600円
分納額 (前期・後期支払分)	区分数 × 22,800円
・ 商標権の分割申請	30,000円
・ 防護標章登録料	区分数 × 32,900円
・ 防護標章更新登録料	区分数 × 37,500円

4. 回復手数料

・ 特許	212,100円
・ 実用新案	21,800円
・ 意匠	24,500円
・ 商標	86,400円

5. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

① 期間の延長、期日の変更	2,100円
② 期間経過後の期間の延長	4,200円
③ 期間経過後の期間の延長 (特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの)	51,000円
④ 期間経過後の期間の延長 (意匠法第19条において準用する特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの)	7,200円
⑤ 登録証の再交付請求	4,600円
⑥ 承継の届出 (名義変更)	4,200円
⑦ 証明の請求 (窓口)	1,400円
(オンライン)	1,100円
⑧ 書類の閲覧請求	1,500円
⑨ 紙原簿の閲覧請求	300円
⑩ ファイル記録事項の閲覧請求 (窓口)	900円
(オンライン)	600円
⑪ 登録事項の閲覧請求 (磁気原簿) (窓口)	800円
(オンライン)	600円
⑫ 書類謄本の交付請求	1,400円
⑬ 紙原簿謄本の交付請求	350円
⑭ ファイル記録事項記載書類の交付請求 (窓口)	1,300円
(オンライン)	1,000円
⑮ 登録事項記載書類の交付請求 (磁気原簿) (窓口)	1,100円
(オンライン)	800円
⑯ 磁気ディスクへの記録 (電子化手数料)	2,400円 + (書面のページ数 × 800円)

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料

①国際出願手数料			
・国際出願の用紙の枚数が30枚まで (A)			217,700円
・30枚を越える用紙1枚につき (B)			2,500円
・オンライン出願した場合の減額 (上記AとBの合計額から減額)			49,100円
②送付手数料			
・国際出願1件につき			17,000円
③調査手数料			
・国際調査機関:日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願 (日本語) 1件につき		143,000円
	国際出願 (英語) 1件につき		169,000円
・国際調査機関:欧州特許庁 (ISA/EP)			297,100円
・国際調査機関:シンガポール知的財産庁 (ISA/SG)			244,300円
・国際調査機関:インド特許庁 (ISA/IN)		18,000円 (法人の場合)	
		4,500円 (個人の場合)	
④国際調査の追加手数料	国際出願 (日本語) 1件につき	105,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
国際調査機関:日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願 (英語) 1件につき	168,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑤予備審査手数料	国際出願 (日本語) 1件につき		34,000円
国際予備審査機関:日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願 (英語) 1件につき		69,000円
⑥取扱手数料 (国際予備審査請求 1件につき)			32,700円
⑦予備審査の追加手数料	国際出願 (日本語) 1件につき	28,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
国際予備審査機関:日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願 (英語) 1件につき	45,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑧文献の写しの請求に係る手数料 請求書1件につき			1,400円
⑨書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 請求書1件につき			1,400円
⑩優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき			1,400円
⑪国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき			1,400円
⑫先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき			1,700円

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページでご確認ください。
<http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

①日本国特許庁に支払う手数料 (別途、国際事務局 (WIPO) へ支払う②の手数料が必要)			
※日本国特許庁を介した国際出願 (国際登録出願) を行う場合のみ必要			3,500円
②国際事務局 (WIPO) に支払う手数料			
(基本手数料)	<1意匠目>		397 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		50 スイスフラン
(公表手数料)	<1複製物毎>		17 スイスフラン
	<書面で複製物を提出する場合 複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁毎>		150 スイスフラン
(追加手数料)	<意匠の説明が100単語を超える場合、101単語以降1単語毎>		2 スイスフラン
(指定手数料)	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか (各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、 特許庁ホームページの「ハーグ協定関係手数料」を御確認ください。)		
・標準指定手数料：指定国毎の所定の等級の手数料 (個別指定手数料の国以外)			
等級1の指定国	<1意匠目>		42 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		2 スイスフラン
等級2の指定国	<1意匠目>		60 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		20 スイスフラン
等級3の指定国	<1意匠目>		90 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		50 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料 (標準指定手数料の国以外)			
※日本の個別指定手数料	<1意匠毎>		436 スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請 (5年毎の請求)			
(基本手数料)	<1意匠目>		200 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		17 スイスフラン
(指定手数料)	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか (各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、 WIPOウェブサイトでご確認ください。)		
・標準指定手数料：指定国毎に所定の等級の手数料 (個別指定手数料の国以外)			
<1意匠目>			21 スイスフラン
<2意匠目以降、1意匠毎>			1 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料 (標準指定手数料の国以外)			
※日本の個別指定手数料	<1意匠毎> (更新1~4回目)		493 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページでご確認ください。
http://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hague_fee_2016.html

(4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本国特許庁の手数料（別途、国際事務局（WIPO）へ支払う②の手数料が必要）	
・国際登録出願（MM2書面による出願の場合）	9,000円
・国際登録出願（令和6年1月1日以降の、Madrid e-Filingによる出願の場合）	9,000円に相当する額
※9,000円に相当する額をスイスフランでWIPOに納付する必要があります。（令和6年4月1日現在、54スイスフランが相当）	
・事後指定	4,200円
・国際登録の存続期間の更新申請	4,200円
・国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料 （下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」を御確認ください。）	
・国際登録出願 （基本手数料）〈標章が白黒〉	653 スイスフラン
〈標章がカラー〉	903 スイスフラン
（付加手数料）〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。 （追加手数料）〈国際分類の数が3を超えた1区分毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・事後指定 （基本手数料）	300 スイスフラン
（付加手数料）〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・国際登録の存続期間の更新申請 （基本手数料）	653 スイスフラン
（付加手数料）〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。 （追加手数料）〈国際分類の数が3を超えた1区分毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要。別途個別手数料を支払う。	
・国際登録の名義人の変更の記録の申請	177 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tesuryo/madopro_syutugan_fee.html

(5) 弁理士試験受験手数料

12,000円

6. 登録免許税（収入印紙で納付）**(1) 特許権の登録（特許権の信託の登録を含む。）**

①特許権の移転の登録	
・相続又は法人の合併による移転の登録	〈特許権の件数〉1件につき 3,000円
・その他の原因による移転の登録	〈特許権の件数〉1件につき 15,000円
②専用実施権（仮専用実施権を含む。以下同様。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）	
	〈専用実施権の件数〉1件につき 15,000円
③特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は特許権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	
	〈債権金額〉 1,000分の4
④専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	
・相続又は法人の合併による移転の登録	〈特許権等の件数〉1件につき 1,500円
・その他の原因による移転の登録	〈特許権等の件数〉1件につき 3,000円
⑤信託の登録	
・質権の信託の登録	〈債権金額〉 1,000分の2
・質権以外の権利の信託の登録	〈特許権等の件数〉1件につき 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	
	〈特許権等の件数〉1件につき 1,000円
⑦登録の抹消	
	〈特許権等の件数〉1件につき 1,000円

(2) 実用新案権の登録（実用新案権の信託の登録を含む。）

①実用新案権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈実用新案権の件数〉1件につき 〈実用新案権の件数〉1件につき	3,000円 9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録	〈専用実施権又の件数〉1件につき	9,000円
③実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は実用新案権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 〈債権金額〉		1,000分の4
④専用実施権の移転又は実用新案権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈実用新案権等の件数〉1件につき 〈実用新案権等の件数〉1件につき	1,500円 3,000円
⑤信託の登録 ・質権の信託の登録 ・質権以外の権利の信託の登録	〈債権金額〉 〈実用新案権等の件数〉1件につき	1,000分の2 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	〈実用新案権等の件数〉1件につき	1,000円
⑦登録の抹消	〈実用新案権等の件数〉1件につき	1,000円

(3) 意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）

①意匠権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈意匠権の件数〉1件につき 〈意匠権の件数〉1件につき	3,000円 9,000円
②専用実施権の設定又は保存の登録	〈専用実施権の件数〉1件につき	9,000円
③意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録 〈債権金額〉		1,000分の4
④専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈意匠権等の件数〉1件につき 〈意匠権等の件数〉1件につき	1,500円 3,000円
⑤信託の登録 ・質権の信託の登録 ・質権以外の権利の信託の登録	〈債権金額〉 〈意匠権等の件数〉1件につき	1,000分の2 3,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	〈意匠権等の件数〉1件につき	1,000円
⑦登録の抹消	〈意匠権等の件数〉1件につき	1,000円

(4) 商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）

①商標権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈商標権の件数〉1件につき 〈商標権の件数〉1件につき	3,000円 30,000円
②専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	〈専用使用権又は通常使用権の件数〉 1件につき	30,000円
③商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録 〈債権金額〉		1,000分の4
④専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録 ・相続又は法人の合併による移転の登録 ・その他の原因による移転の登録	〈商標権等の件数〉1件につき 〈商標権等の件数〉1件につき	3,000円 9,000円
⑤信託の登録 ・質権の信託の登録 ・質権以外の権利の信託の登録	〈債権金額〉 〈商標権等の件数〉1件につき	1,000分の2 9,000円
⑥付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち①から⑤までの登録に該当するものを除く）	〈商標権等の件数〉1件につき	1,000円
⑦登録の抹消	〈商標権等の件数〉1件につき	1,000円

7. 特許出願非公開制度関係手数料（収入印紙で納付）

・外国出願の禁止に関する事前確認	25,000円
------------------	---------

問合せ先：総務課

（参考）特許料等の減免措置一覧表（2024年4月1日現在）

減免対象者	措置内容
中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人）*1	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）	〈特許〉 ・審査請求料：1/3に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
小規模企業（法人・個人事業主）	〈特許〉 ・審査請求料：1/3に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
研究開発型中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人）	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
法人税非課税中小企業（法人）	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
個人（市町村民税非課税者等）	〈特許〉 ・審査請求料：免除又は1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第3年分）：免除又は1/2に軽減 ・特許料（第4年分から第10年分）：1/2に軽減 〈実用新案〉 ・実用新案技術評価請求料：免除又は1/2に軽減 ・登録料（第1年分から第3年分）：免除又は3年間猶予
アカデミック・ディスカウント（大学等*2、大学等の研究者）	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
独立行政法人等*2	
公設試験研究機関を設置する者	
地方独立行政法人	
承認TLO*2	
試験独法関連TLO	〈特許〉 ・審査請求料：1/4に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/4に軽減
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人）	

*1 2019年4月1日以降に審査請求を行った案件が対象となります。2019年3月31日以前に審査請求を行った案件については、特許庁ホームページを御参照ください。

URL：<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

*2 料金が免除となる場合があります。詳細は下記の表を御覧ください。

※料金の免除対象一覧（国等による出願の場合）

対象	出願日	～H16.3.31	H16.4.1～H19.3.31	H19.4.1～
国		免除（特許・実用新案・意匠・商標）		
国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定TLO		免除（特許・実用新案）〈TLO法第11条〉		
国立大学法人 大学共同利用機関法人 (独)国立高等専門学校機構		免除（特許）〈産業技術力強化法附則第3条〉		※上記「アカデミック・ディスカウント」による減免措置の対象
国立大学法人、大学共同利用機関法人、 (独)国立高等専門学校機構から権利を譲り受けた承認TLO		免除（特許）〈TLO法附則第3条〉		※上記「承認TLO」を対象とした減免措置の対象
H16.3.31時点で特許法施行令に指定されていた独立行政法人		免除（特許・実用新案・意匠・商標） 〈改正法*3附則第2～5条〉	※上記「独立行政法人等」を対象とした減免措置の対象	
国立大学、独立行政法人から権利を譲り受けた認定TLO		免除（特許・実用新案） 〈改正法附則第8条〉	※上記「承認TLO」又は「試験独法関連TLO」を対象とした減免措置の対象	

*3 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）

問合せ先：総務課